

序章

1 計画策定の背景と目的

本市では、交通に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、20年間を基本構想期間とする「高知市交通基本計画」を2011（平成23）年度に策定しました。

2012（平成24）年度から2021（令和3）年度までの前期基本計画期間においては、本市の公共交通の中核を担ってきたバス会社3社のとさでん交通株式会社への経営統合・経営再生の取組にも対応しながら、バス路線の大幅な再編や、市域周辺部でのバス路線を補完するデマンド型乗合タクシーの導入等の公共交通を維持するための取組を中心に、まちづくりと一体的な交通施策を進めてきました。

しかしながら、本市等地方の公共交通は、人口減少等の影響による需要の縮小や運転手不足による厳しい経営状況に置かれており、更なる対策が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症によって人々の生活様式が変化し、社会における人の流れが激減したことは、公共交通をはじめとする交通事業者を経営危機に追い込む事態にもなっています。

さらには、交通による環境負荷の低減、大規模な自然災害への備え等も交通に関する施策において対応すべき課題です。

こうした中、国においては、令和2年12月に交通政策基本法を改正し、交通政策に「地域社会の維持及び発展」と「社会経済活動の持続可能性」の観点を盛り込みました。そして、改正法に基づく交通政策基本計画には、交通が直面する危機を乗り越えるため、あらゆる施策を動員して取り組むことが示されました。

こうした状況を踏まえ、本市の交通を取り巻く社会経済情勢の変化やニーズに対応した持続可能な交通体系を構築し、本市が目指す「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりに寄与することを目的として、2022（令和4）年度からの10年間を計画期間とする後期基本計画を策定するものです。

なお、後期基本計画終了をもって、20年間の基本構想期間が満了することから、後期基本計画の期間内には、その後の交通政策の展開も見据えながら、地域交通を持続可能なものとしていくための交通体系や費用負担の在り方などに関しても様々な角度からの検討を行っていくこととします。

2 計画の位置付け

高知市交通基本計画においては、本市の交通を取り巻く環境の変化に対応するため、市民のニーズに即した持続可能な交通体系の構築と、市民・事業者・行政がともに支え合う仕組みづくりにより、交通全般のめざすべき将来像を実現していきます。

また、関係法令を踏まえた上で、本市の上位計画や個別計画との整合・連携を図ります。

(1) 基本理念

安全・快適で環境にやさしい みんなで支え、明日へつなぐ交通空間
～市民・事業者・行政が連携・協働した効率的な交通体系をめざして～

(2) 将来像

人とまちをつなぎ、環境を守りにぎわいをうむ高知の交通

(3) 基本目標

- 目標1 いきいきとした市民生活を支え、人と環境にやさしい交通
- 目標2 人とまちをつなぐ安全・快適な交通
- 目標3 高知の魅力・活力を高める交通
- 目標4 市民・事業者・行政と連携・協働し、支え育てる交通

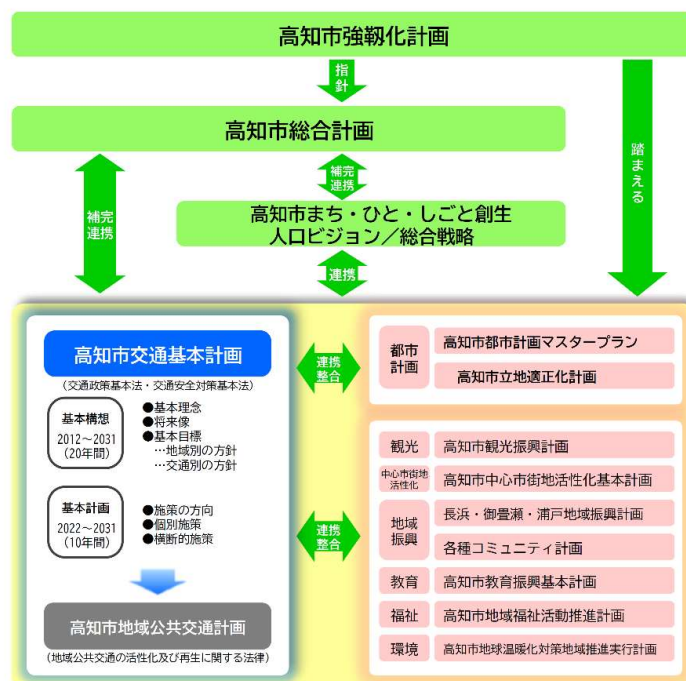
(4) 計画対象

公共交通、自動車交通、徒歩・自転車交通

(5) 計画期間

- 基本構想 2012（平成24）年度から2031（令和13）年度までの20年間
- 基本計画 2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間

(6) 計画の相関図



3 交通政策基本法等

■交通政策基本法及び交通政策基本計画

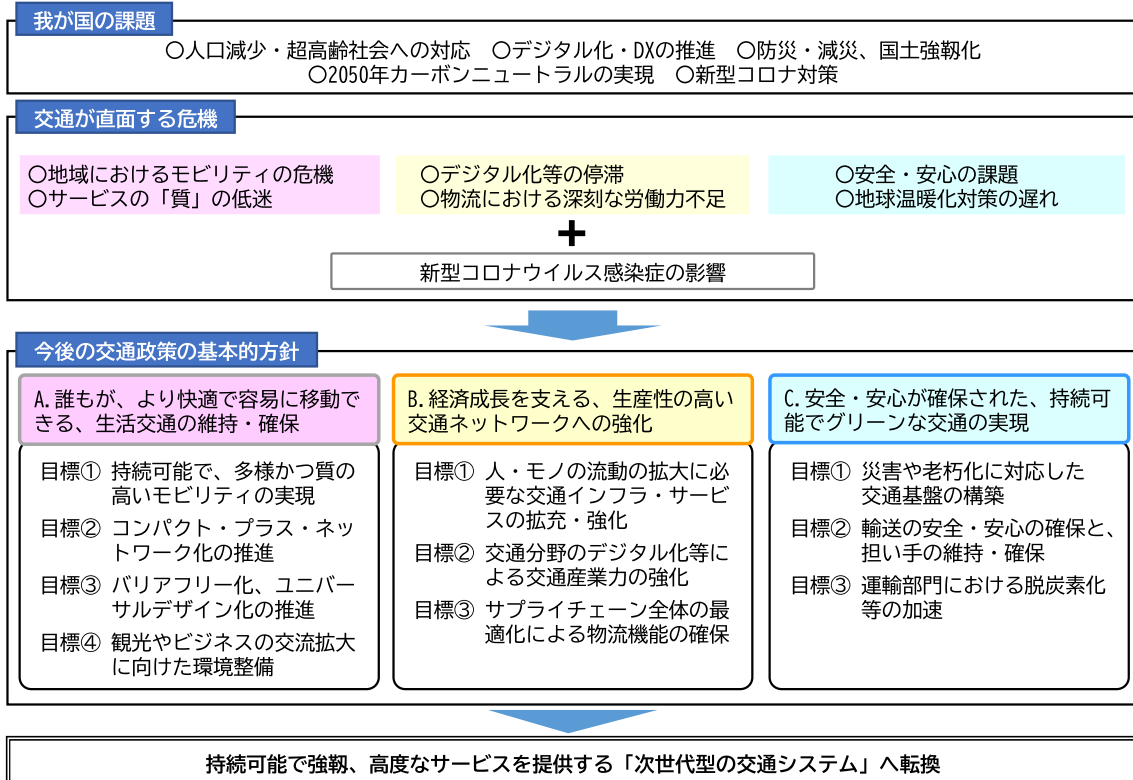
交通政策基本法では、国民などの交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要との認識の下、国の交通施策についての基本理念・基本的施策が定められています。

令和2年12月の改正法では、「地域社会の維持及び発展」と「社会経済活動の持続可能性」の観点が追加され、日常生活の交通手段の確保や拠点の形成、観光等との連携などが明記されており、同法に基づく第2次交通政策基本計画では、交通が直面する危機を乗り越えるため、あらゆる施策を動員して取り組むことが示されています。

交通政策基本法（平成25年法律第92号／令和2年12月9日改正）

基本理念等	国の施策
基本的認識（第2条） ○交通の果たす機能 ・国民の自立した生活の確保等 ○国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要	【豊かな国民生活の実現】 ○日常生活の交通手段の確保（第16条） ○高齢者、障害者等の円滑な移動（第17条） ○交通の利便性向上、円滑化、効率化（第18条） 【国際競争力の強化】 ○国際海上・交通輸送のネットワークと拠点の形成、アクセス強化（第19条） 【地域の活力の向上】 ○国内交通ネットワークと拠点の形成（第20条） ○交通に関する事業の基盤強化、人材育成・確保等（第21条） 【大規模災害への対応】 ○大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及び迅速な回復等（第22条） 【環境負荷の低減】 ○エコカー、公共交通利便増進等（第23条） 【適切な役割分担と連携】 ○総合的な交通体系の整備（第24条） ○まちづくり、観光等との連携（第25条～第27条）
交通機能の確保・向上（第3条） ○社会・経済基盤としての交通の役割 人口減少・交通需要の減少下においても ・地域社会経済の活性化・維持・発展への寄与 ・社会経済活動の持続可能性の確保	
環境負荷の低減（第4条）	
様々な交通手段の適切な役割分担と連携（第5条）	
交通安全の確保（第7条）	
国、地方自治体、事業者等の関係者の責務等（第8条～第11条）	
関係者の連携・協働（第6条、第12条）	
法制上、財政上の措置（第13条）	
国会への年次報告等（第14条）	

交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）



■交通安全対策基本法

交通安全対策基本法では、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両等の使用者・運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）

<p>目的（第1条） 交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与</p>	<p>国の基本的施策（第29条～第37条） (1) 交通環境の整備 (2) 交通の安全に関する知識の普及等 (3) 車両等の安全な運転又は運航の確保 (4) 車両等の安全性の確保 (5) 交通秩序の維持 等</p>
<p>関係者の責務、配慮（第3条～第12条） ○国、地方公共団体、道路等の設置者等の責務 ○車両等の製造事業者・使用者・運転者等 ○歩行者、住民の責務 ○国等の施策における交通安全のための配慮</p>	<p>交通安全計画（第22条～第28条） (1) 中央交通安全対策会議は①、②について計画を作成 ① 交通安全に関する施策の大綱 ② 施策を推進するために必要な事項 (2) 交通安全基本計画の実施に関して必要な勧告等 (3) 指定行政機関の長は、交通安全業務計画を作成 (4) 県交通安全計画及び県交通安全実施計画を作成 (5) 市町村交通安全計画を作成（努力義務）</p>
<p>国会に対する報告（第13条） 交通事故の状況、計画・施策の報告</p>	<p>地方公共団体の施策（第38条） ○国の施策に準ずる施策を講ずる</p>
<p>交通安全対策会議等（第14条～第21条） (1) 中央交通安全対策会議の設置 (2) 都道府県交通安全対策会議の設置 (3) 市町村交通安全対策会議の設置</p>	

第11次交通安全基本計画（令和3年3月29日作成）

基本理念

- ・交通事故のない社会を目指して
- ・人優先の交通安全思想
- ・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

第1章 道路交通の安全

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

第2章 鉄道交通の安全

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保等

第3章 踏切道における交通の安全

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- ② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ③ 踏切道の統廃合の促進等

第4章 海上交通の安全

- ① 海上交通環境の整備
- ② 海上交通の安全に関する知識の普及等

第5章 航空交通の安全

- ① 航空安全プログラムの更なる推進
- ② 航空機の安全な運航の確保
- ③ 航空交通環境の整備等

4 上位・関連計画等

(1) 高知都市圏の交通計画マスタープラン

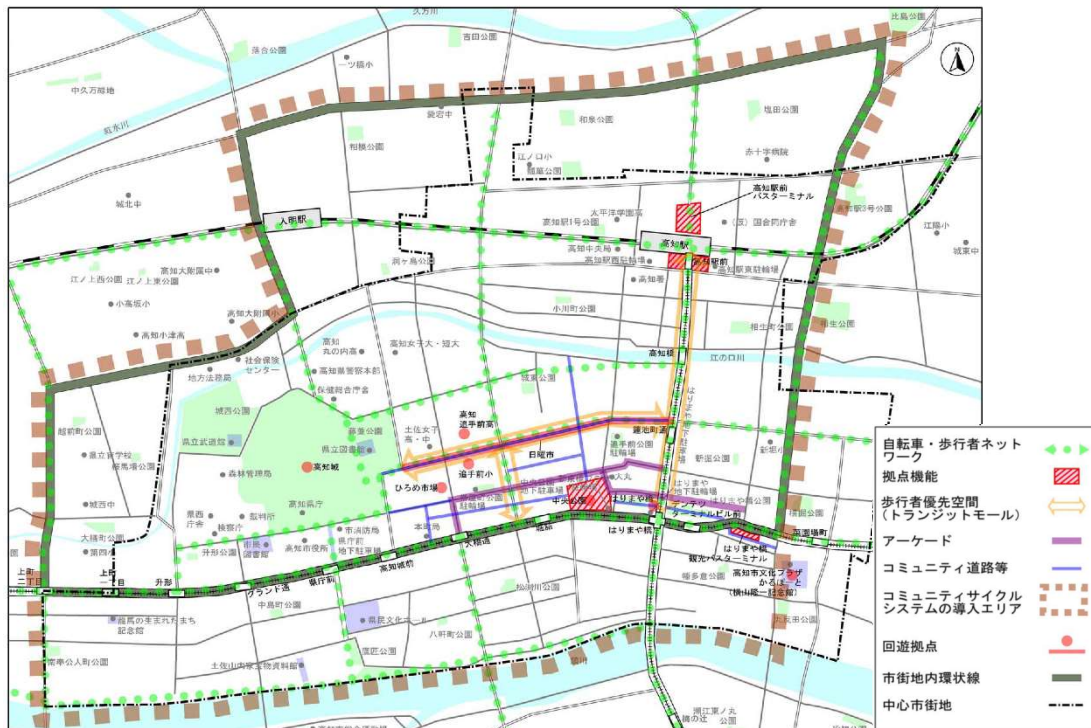
高知都市圏の交通計画マスタープランは、パーソントリップ調査や道路交通センサス一般交通量調査等の結果から交通現況の分析と将来交通需要の予測を行い、都市交通の課題やめざすべき将来の高知都市圏の構造を考慮した道路等の交通施設の整備等に関する総合的な方針を示した計画です。

計画は、平成22年10月に公表されており、おおむね20年後を目標年次としています。

高知都市圏の交通施設の整備方針

A. 円滑で信頼性の高い道路ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 放射道路や環状道路で形成された道路ネットワークの形成 高速・広域交通体系へのアクセス機能の強化 安全かつ確実に確保する道路ネットワークの形成
B. 高知市中心部における魅力ある交通空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者・自転車空間の整備やシェアサイクルシステム等の導入 歩行者・自転車利用者のための魅力ある交通空間の形成 高知市中心部における市街地内環状線の整備
C. 環境負荷の低減に向けたマイカー等の利用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 交通行動の改変の促進
D. 公共交通体系の検討	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能で利便性の高い公共交通体系の検討

高知市中心部における魅力ある交通空間の形成



(2) 2011高知市総合計画（後期基本計画）

高知市総合計画は、地域社会の人々が将来に向けて夢と希望を持てる地域の将来ビジョンを示すとともに、そこに至る道筋を明らかにし、ビジョンの実現に向けた必要な手段や施策を示した本市の最上位計画です。

◆まちづくりの理念

- 1 自然との共生
- 2 人と人の共生
- 3 自然と人とまちの共生

◆将来の都市像

森・里・海と人の環^わ 自由と創造の共生都市 高知

◆計画期間

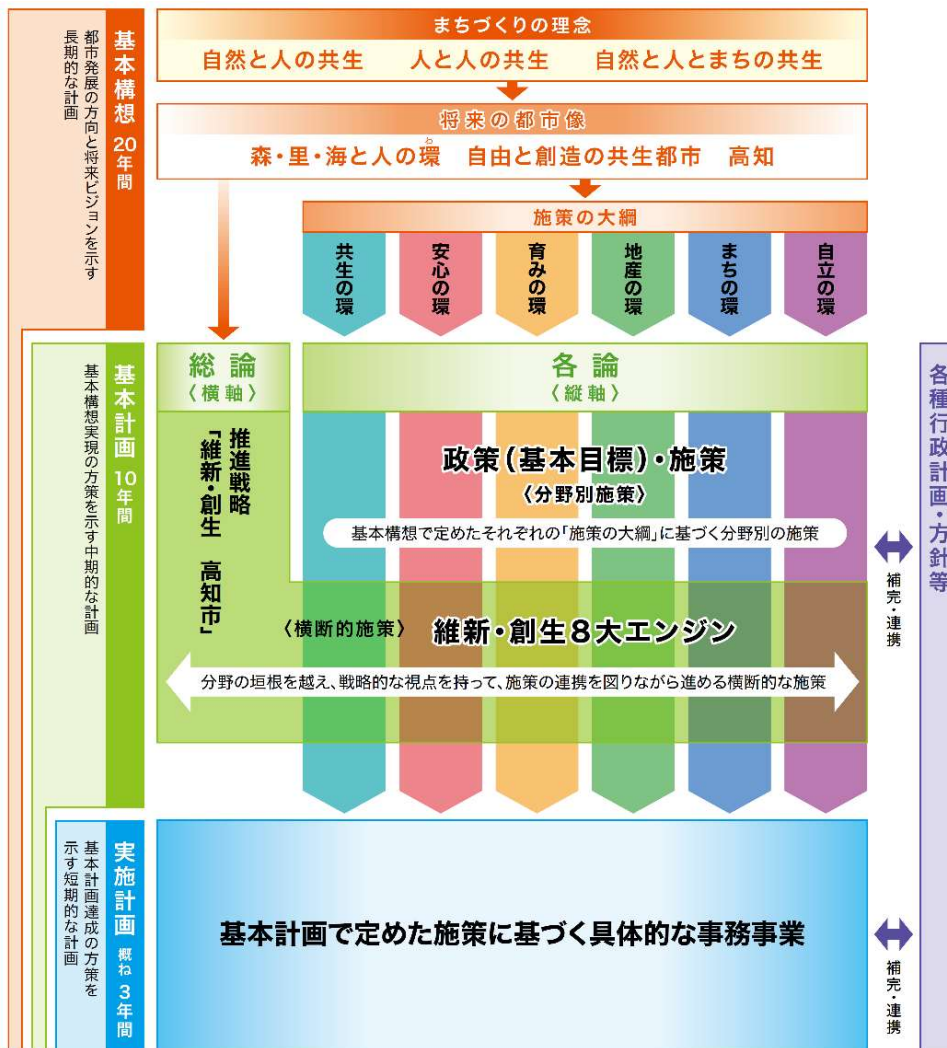
基本構想 2011（平成23）年度から2030（令和12）年度までの20年間
後期基本計画 2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間

◆都市構造

都市部では、市街地の外延的拡大を抑制するなど、公的投資を効果的・効率的に行う集約型都市構造の構築を進めています。また、市域を構成する中山間地域、田園地域、都市部が持つ多様な特性を活かしたバランスの取れた発展をめざしています。



◆計画の構成



◆交通に関する政策・施策

施策の大綱 5まちの環

政策 12便利で快適に暮らせるまち

施策

40	地域の特性を活かした、バランスのとれた都市の形成 人口減少や高齢化の進行に対応した、都市機能が集約され、市街地の外延的な拡大が抑制されたコンパクトシティの形成とともに、都市部の中心市街地の活性化をはじめ、田園地域、中山間地域それぞれの地域特性を活かしたバランスのとれたまちづくりをめざします。
41	安全で円滑な交通体系の整備 利便性の高い快適な交通環境の実現に向けて、広域交通ネットワークの強化と都市交通内の円滑化に取り組むとともに、市民の日常生活における交通手段を維持・確保するため、公共交通の利用を促進しながら、地域の実情に応じた公共交通体系の構築をめざします。

(3) 高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンは、本市の人口の現状を分析し、めざすべき将来の方向と人口の将来展望などについて示しており、各種行政計画の人口の将来展望に関する共通の基礎資料として活用されています。

◆対象期間

2015（平成27）年度から2060（令和42）年度までの45年間

◆人口の将来展望

2060（令和42年）の高知市の目標人口 280,000人

(4) 高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略

高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で示した人口の将来展望を実現するための必要な施策を取りまとめたもので、本市が直面する人口減少問題を克服するための具体的な戦略として位置付けられています。

◆計画期間

第2期計画 2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間

◆基本目標

- 1 地産外商、観光振興等による産業活性化と安定した雇用の創出
- 2 新しい人の流れをつくる
- 3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する、女性の活躍の場を拡大する
- 4 バランスの取れた県都のまちづくりと地域間の連携により安心な暮らしを守る

(5) 高知市都市計画マスタープラン

高知市都市計画マスタープランは、市町村が長期的・総合的な視点から地域特性を踏まえ、都市の将来像と実現に向けた道筋を明らかにする「市町村の定める都市計画についての指針」となるもので、持続可能な集約型都市構造の実現に向けた土地利用、都市防災、交通体系の方針などを示しています。

◆都市計画の基本理念

安全・にぎわい・コンパクト・共生・風情・環境

◆都市づくりのビジョン

安心とにぎわいを未来につなぐ、やさしさふれあう都市

◆計画期間

2014（平成26）年度から2030（令和12）年度まで

◆交通体系の方針図



(6) 高知市立地適正化計画

高知市立地適正化計画は、医療、福祉、商業、子育てや住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が、公共交通によりこれらの生活利便施設に容易にアクセスできるなど、都市の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりをめざすための計画です。

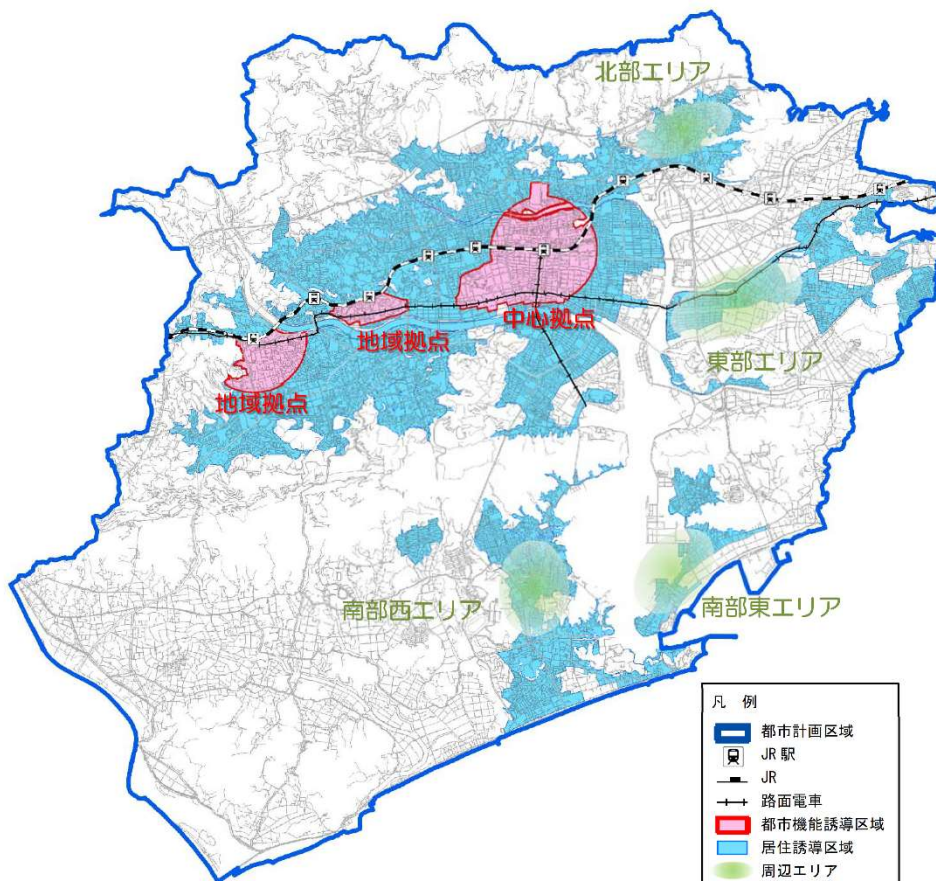
◆基本方針

- 1 コンパクトな都市形成による効率的なまちづくり
- 2 公共交通を軸としたまちづくり
- 3 都市の魅力・活力を高める都市拠点の形成
- 4 生活利便性の維持・向上
- 5 安全・安心な居住地形成の誘導

◆計画期間

2021（令和3）年度から2035（令和17）年度までのおおむね20年間

◆居住誘導区域と都市機能誘導区域



- ・ 居住誘導区域 : 生活サービスやコミュニティが持続されるよう、居住を誘導すべき区域
- ・ 都市機能誘導区域 : 医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や地域拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

(7) 高知市地域公共交通計画

本市では、人口減少と少子高齢化により地域の暮らしと産業を支える公共交通が重要となる一方で、モータリゼーションによる利用者減や運転者不足、公費負担の増加など様々な課題に直面しており、これらに対応するため、多様な交通手段が相互に連携した、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークづくりをめざす高知市地域公共交通計画を策定します。

◆計画期間

2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間

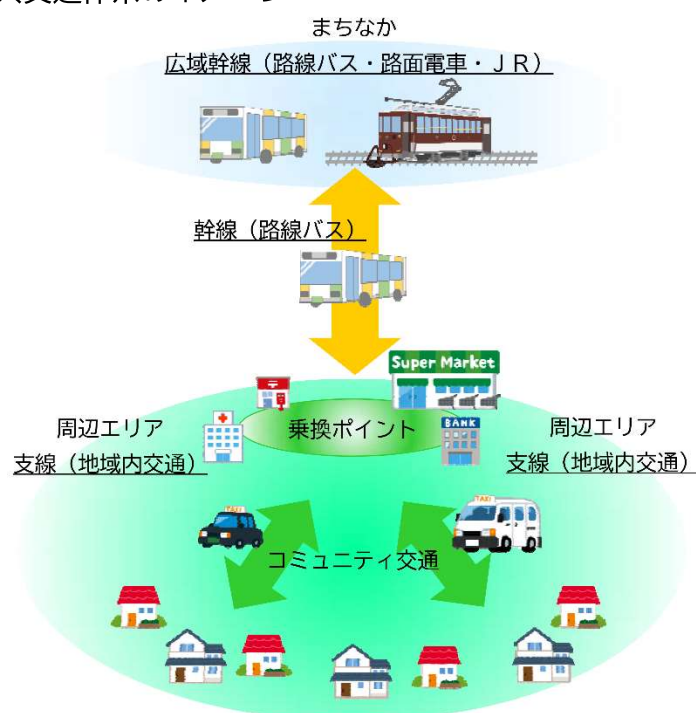
◆基本方針

市民とともに、支え・育み、次代へつなぐ公共交通

◆基本目標及び施策

基本目標	施策
《基本目標1》 地域公共交通の総合的なネットワークの構築	1 総合的な地域公共交通ネットワークの再編
	2 交通結節機能の強化
《基本目標2》 利用者ニーズに即した公共交通サービスの提供	3 利便性の高い運行サービスの提供
	4 サイクルアンドライド・パークアンドライドの推進
《基本目標3》 すべての人が利用できる公共交通環境の形成	5 生活交通の確保・維持
	6 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
《基本目標4》 事業者、行政、市民の積極的な利用促進	7 利用促進・広報活動の実施

◆地域公共交通体系のイメージ



(8) 高知市中心市街地活性化基本計画

高知市中心市街地活性化基本計画は、商業・観光・歴史・文化・教育・福祉など、中心市街地に存在するあらゆる地域資源を活用し、それらの魅力を相互に生かした施策に取り組むことで、居住人口の確保と交流人口の拡大を図り、にぎわい溢れる本市の「顔」にふさわしい中心市街地の形成をめざします。

◆基本コンセプト

地域資源の魅力が織り成す、「暮らし」と「交流」の調和したまち

◆計画期間

2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間

◆計画区域



○中心市街地における課題等

課題1

中心市街地の居住人口の減少

課題2

歩行者通行量の偏在化

課題3

国内外からの
来街者への対応

○活性化に向けた基本方針

方針1

日常生活が便利で快適に暮らせる機能の充実

方針2

魅力ある機能をエリア全体に展開し、各機能が連携できるような仕組みをつくる

方針3

来街者の受入態勢の充実

○基本コンセプト

地域資源の魅力が織り成す、
「暮らし」と「交流」の調和したまち

○活性化の目標

目標1

「すべての世代が永く住み続けられるまち」の実現

目標2

「多くの人が回遊するまち」の実現

目標3

「また訪れたいと思うまち」の実現

(9) 高知市観光振興計画

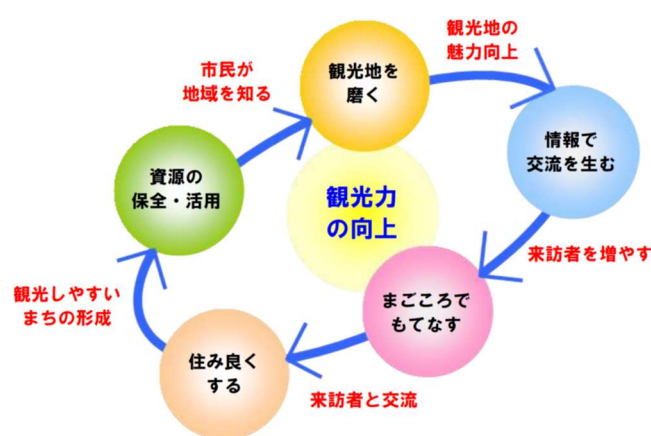
高知市観光振興計画は、観光による交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るため、観光に関わる全ての関係者が、目標や計画を共有し、連携・協働して観光振興を図っていくことを目的に策定しています。

◆基本理念

周遊拠点都市こうちを目指す

◆計画期間

2019（平成31）年度から2023（令和5）年度までの5年間



(10) 第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画

第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画は、高知市域から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、本市の現状や地域特性を踏まえ、市・市民・事業者などの各主体の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

◆基本方針

- 1 地球にやさしいエネルギーをつくる
- 2 エネルギーを賢くつかう
- 3 温室効果ガスの排出の少ないまちをつくる
- 4 循環型社会をつくる

◆高知市の温室効果ガス排出量の削減目標

2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比43%削減

◆計画期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間

(11) 高知市長浜・御豊瀬・浦戸地域振興計画

高知市長浜・御豊瀬・浦戸地域振興計画は、長浜・御豊瀬・浦戸地域の人口減少への対応と地域振興による地方創生に向けたまちづくりを、市民と行政の協働の下、進めていくことを目的としています。

◆将来像

歴史や風土を活かし、住む人・訪れる人に笑顔があふれるまち

◆対象地域

長浜※・御豊瀬・浦戸地域（長浜小学校区・浦戸小学校区）

※瀬戸・横浜・横浜新町・長浜蒔絵台を除く長浜エリア

◆計画期間

2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間

◆基本方針

- 1 自然の魅力を活かしたにぎわいあふれるまちづくり
- 2 歴史と文化を守り未来につなぐまちづくり
- 3 子どもの笑顔あふれる誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

◆方策・事業

地域の「賑」わいあふれる企画づくり
地域の「食」を活かした産業の活性化
地域を「巡」り魅力を知ってもらう
にぎわいと交流の「場」づくり
歴史と文化を「伝」え、次代につなぐ
地域の愛着を「育」むひとづくり

